



優経通信

2025年8月号

VOL. 163



連日の猛暑日が続いておりますが皆さま体調は如何でしょうか。今年は梅雨の雨も少なかった為か、雨空が恋しくも感じられますね。8月は税理士試験の月でもあり、弊所では今年も試験に挑むスタッフが複数名おります。試験の為月初めにお休みをいただいているスタッフもありますが、ご理解いただければ幸いです。

令和8年以降の源泉控除対象者について

先月号で特定扶養親族の特別控除について触れましたが、令和7年中の源泉処理はこれまでと同様で、改正部分の計算については年末調整で控除する事となります。

一方で、**令和8年以降の源泉事務**については扶養控除等申告書の様式も変更されているので、注意が必要です。

「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数を元に扶養人数を計算し、こちらも変更された「令和8年分源泉徴収税額表」に基づき計算する事となります。**(給与収入金額は所得が給与所得のみの場合の例です)**

下記の所得見込みの者が**源泉の扶養人数としてカウント**されます

「源泉控除対象配偶者」

所得金額 95万円以下 (給与収入 160万円以下)

(所得者本人の所得が900万円以下の場合に適用)

「源泉控除対象親族」

『通常の扶養親族』

所得金額 58万円以下 (給与収入 123万円以下)

『特定親族(年齢が19-23歳)』

所得金額 100万円以下(給与収入 165万円以下)

給与所得者の扶養控除等の申告書

検索

扶養控除申告書を回収する会社側も、記入する社員側も共に変更点に注意をお願い致します。

すでに国税庁から変更後の扶養控除等申告書の様式も公表されておりますので、合わせてご確認ください。

「令和8年分源泉徴収税額表」については8月末頃公表予定となっております。

令和7年と8年の时限措置部分や恒久措置であっても所得の変動に応じて適用される部分については年末調整で加味される事となり、毎月の源泉徴収と年末調整の還付額双方で減税効果を得られる所となるようです。

特定親族特別控除

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超85万円以下	63万円
85万円超90万円以下	61万円
90万円超95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

基礎控除・基礎控除の特例

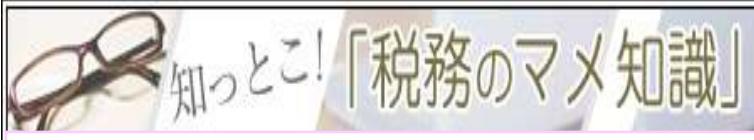
合計所得金額	控除額		
	基礎控除	【基礎控除の特例】(控除額を加算)	
		合計所得金額	加算額
① 132万円以下		+37万円	95万円
② 132万円超 336万円以下		+30万円	88万円
③ 336万円超 489万円以下		+10万円	68万円
④ 489万円超 655万円以下		+5万円	63万円

青色部分)恒久措置・源泉対応

緑色部分)时限措置・年末調整対応

赤色部分)恒久措置・年末調整対応

(R7.8年)



「決算賞与」の未払計上

夏・冬等の季節賞与のほかに、企業がその期の業績に応じて支給する臨時の賞与を「決算賞与」と言います。

業績が良く利益が出る年度のその利益を賞与の形で従業員に還元する形です。

決算賞与も給与ですので、従業員が受け取る際には社会保険料や源泉所得税が控除されます。

仮に3月決算の場合、3月中に賞与額の決定から給与計算・支払いまで完了できていれば、季節賞与と同様で特に注意する必要はありませんが、業績を反映する為ギリギリまで計算に時間がかかるという場合は決算賞与を未払計上して翌月に支給する事も可能です。

ただし、未払計上した期の損金として認められるためには3つの条件があります。

- ① その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受ける全ての使用人に対して通知をしていること。
- ② ①の通知をした金額を当該通知した全ての使用人に対し当該通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内に支払っていること。
- ③ その支給額につき①の通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること。

①については、支給金額を書面で交わしておくと後日確認もできて客觀性が増します。メールの場合は返信を確實に受け取るか、開封通知を受け取るようにすると良いでしょう。

上記要件を満たせば、翌月に支払っても損金となります、社会保険料については、支給月分のみが費用計上可能となりますので、費用額をより増やしたい場合はできるだけ当月支給とした方が良いでしょう。

また、未払計上の決算賞与であっても賃上げ促進税制の対象となりますので、前年度比の増加額・増加率も視野にいれて決断されるのも良いですね。



ふるさと納税のポイント付与は9月まで!

ふるさと納税のポータルサイトを経由した寄付で、これまで付与されてきたポイント還元の特典が10月1日より全面的に禁止されます。9月は直前の駆け込み需要で返礼品が売り切れる事もありますので、予定されている方は早めに進めておくとよいかもしれませんね。

(個人) 所得税・消費税の予定納税と振替日

個人で確定申告されている方の予定納税は以下の表の通りとなっております。振替納税を利用されている方は、振替日に残高が不足していると延滞税が係る事もありますので、前日までに残高の確認をお願い致します。

直近では消費税の予定納税が9月にあります。対象者は既に納付書等でお知らせが届いておりますのでご確認ください。

【令和7年分 所得税】

納期等の区分	納期限（振替日）
予定納税第1期	7月31日(木)
予定納税第2期	12月1日(月)

【令和7年分 消費税】

△中間申告が年1回必要な方

納期等の区分	法定納期限	振替日
中間1回目	9月1日(月)	9月29日(月)

△中間申告が年3回必要な方

納期等の区分	法定納期限	振替日
中間1回目	6月2日(月)	6月26日(木)
中間2回目	9月1日(月)	9月29日(月)
中間3回目	12月1日(月)	12月25日(木)

スタッフブログ

弊所ホームページにて、[事務所スタッフによるブログ](#)を公開しております。

税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。<http://www.uk-g.co.jp/blog/>



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

E-mail: ukz@uk-g.co.jp Web: <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。